

令和8年6月から中小企業診断士の各種申請がマイナポータルからできるようになります

Before

これまで、中小企業診断士の各種申請は紙による郵送の手續が必要でした。



After

2026年6月以降、マイナポータルから各種申請を行うことが原則となります。



メリット・期待効果

時間・場所を選ばず申請

24時間365日、マイナポータルを通じて日本国内どこからでも申請が可能

申請負担の軽減・効率化

書類の郵送が不要なほか、不備内容の修正などもすべてオンライン完結

登録証の電子化

登録証が電子化され、マイナポータルでいつでも簡単に情報を確認可能

申請方法

お手元にマイナンバーカード、申請に使用するスマートフォン・PC、手続で提出する各種PDFをご準備ください

マイナポータルへログイン



「さがす」を選択し「証明書」を選択



「国家資格の登録・各種申請」を選択し「資格を追加する」を押下



「中小企業診断士」を追加し、画面の案内に従って申請を実施

詳細な操作説明はこちら



<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html>

✓ 利用可能な手続

- ・登録申請
- ・更新登録申請
- ・登録事項の変更届出
- ・休止申請
- ・再開申請
- ・再登録申請
- ・消除申請 ※

※代理人による消除申請を実施する場合は中小企業庁経営支援課までお問い合わせください。

HPはこちら



https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshi_online.html

既に中小企業診断士資格をお持ちの方へ

紙申請からの変更点①

利用開始時に初期設定申請が必要です。

- 既に中小企業診断士資格をお持ちの方は、既存の資格情報とマイナンバーを紐づけるための初期設定申請が必要です。初期設定申請が受理された後、マイナポータル上で登録情報を確認したり、中小企業診断士のデジタル資格者証を表示したりすることができます。詳細な手順は表面の「申請方法」をご参照ください。
- 初期設定申請は任意のタイミングで実施いただけます。

ただし、初期設定申請の集中を防ぐため、指定されたスケジュールに倣ってご対応いただくことを推奨しております。

有効期限が
2026年中の診断士

ご自身の有効期限の月により指定されたスケジュール(※)に従って
初期設定申請を実施してください。

有効期限が
2027年以降の診断士

ご自身の在住の地域により指定されたスケジュールに従って
初期設定申請を実施してください。詳細は表面記載の中小企業庁HPをご覧ください。

※指定されたスケジュールは本ページの下部に記載があります。

なお、本スケジュールはあくまで中小企業庁が推奨するものであり、本スケジュールに必ず初期設定申請を実施しなければならないものではありません。

- 初期設定の完了までに、日数がかかる場合があります。
- 有効期限内での手続きが必要**となります。
- 2026年6月更新期限の方は、できる限り5月中に紙申請**いただけますようお願いします。

初期設定スケジュール

利用開始	6月	7月	8月	9月	10月	11月
6/1	初期設定申請				凡例 有効期限: 2026年XX月	有効期限: 2027年
7月 8月 9月 10月 11月 12月						
在住地域により順次スケジュールをご案内予定						

有効期限が2027年以降の診断士は、2026年に有効期限を迎える診断士の初期設定状況を鑑みながら、ご在住の地域ごとに推奨スケジュールを指定させていただきます。中小企業庁HPで詳細をご確認の上、初期設定を実施してください。初期設定申請は2026年11月以降も随時受け付けておりますが、中小企業診断士の有効期限前に必ずご対応ください。

紙申請からの変更点②

登録証がデジタル資格者証に移行します。

- 登録証がマイナポータルからダウンロードできるデジタル資格者証に移行します。
- それに伴い、これまで休止申請時に紙面により通知していた「業務再開の申請可能証書」が廃止されます。
- 代わりに、マイナポータルの保有資格照会画面より、再開申請可能期限、再開後残有効期間等の情報をご確認いただけます。

紙申請からの変更点③

外字は代替文字に置換されます。

- マイナポータルで使用できない外字は、中小企業庁経営支援課にて、代替文字による置換を実施します。
- 代替文字は中小企業庁経営支援課にて選定の上、2026年4月頃を目途に対象となる各診断士宛に書面で通知します。
- 中小企業庁経営支援課で選定した文字とは異なる代替文字による置換を希望する場合、2026年5月中に中小企業庁までご連絡ください。詳細は、該当の通知をご参照ください。

よくあるご質問

Q1. 既存の紙による申請は継続して実施可能でしょうか。

A1. 原則、マイナポータルからの申請をお願いします。何らかの事情によりマイナポータルからの申請ができない場合、個別に中小企業庁経営支援課までご相談ください。

Q2. 添付書類を紙で受領している場合、どのように添付すればよいでしょうか。

A2. 恐れ入りますが、中小企業診断士にてスキャン等によりPDF化の上添付してください。また、同じ種類の添付書類が複数枚にわたる場合、1つのPDFファイルに統合したうえで添付をお願いいたします。

Q3. 既存の登録証は無効になるのでしょうか。 A3.

既存の登録証は記載の有効期限まで有効です。それ以降は基本的にはデジタル資格者証に一本化されます。